

○那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例

平成17年9月30日

条例第50号

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例(平成14年那覇市条例第45号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、那覇市精神障がい者地域生活支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、那覇市長田1丁目24番27号とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号及び第9号の事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

(利用時間等)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、第9条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

2 センターは、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(入館の制限等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

- (3) 管理上支障があるとき。
 - (4) その他指定管理者が不適当と認めるとき。
- (利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (2) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (指定管理者の指定)

第9条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。
- (指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第11条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
 - (2) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) センターの維持管理に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務
- (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第7号で、平成18年4月1日から施行)

2 第9条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成18年9月29日条例第52号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成25年2月5日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年12月27日条例第55号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第11号で平成26年4月1日から施行)